

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第15号

答申番号：令和4年度答申第15号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、おおむね、次のとおり、原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 本件児童は、精神障害者保健福祉手帳1級の認定を受けているが、道内の市町村には、当該手帳1級を手当の障害等級1級にあてはまる手帳の種類とする市町村があるにもかかわらず、2級としたこと。

(2) 請求人は、原処分（特別児童扶養手当認定処分）について、本件児童は、側頭葉てんかんと解離性障害により心因性発作が合併し、学校で突然、意識を失い、日常生活でも学校生活でも一人で過ごす時間は特に危険を伴う状態となっており、常に介助や援助を必要としているという事情を鑑みずに行われたものであること。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 障害等級の認定は、診断書によることとされており、本件診断書においては、てんかん発作の頻度として、月1回程度とされている。また、請求人の主張から、日常生活において声かけや見守りが一定程度必要であることは理解するが、本件診断書の記載内容からは、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものであることを読み取ることはできない。

(2) 以上のことから、囑託医の判定も得て、処分庁として判断した内容は適正なものである。

第3 審理員意見書の要旨

1 処分庁は、本件診断書の記載内容に基づき、本件児童に適用させるべきてんかんの認定基準に照らし、囑託医への審査判定も得て、総合的に判断した上で、1級の基準である「十分な治療にかかわらず、てんかん性発作を極めてひんぱんに繰り返すため、常時援助が必要なもの」に該当するとまではいえないとして、本件児童は障害等級2級に該当すると認定し、原処分を行ったことが認め

られる。

- 2 請求人が主張する事情については、確かに、日常生活において一定の介助が必要となる場面があり、本件児童を支える保護者や学校関係者等の心情にも理解できるところはあるものの、本件主治医及び嘱託医の見解を踏まえると、本件児童については、手当の障害等級1級の基準に合致するとまではいえない。
- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年8月25日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年9月21日及び10月4日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

手当の支給に係る身体の障害及び精神の障害の程度の判定に当たっては、認定基準によると、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこととされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで本件診断書をみると、本件児童については、「局在関連性てんかん」を有し、その状態について、胃部不快感や嘔気を伴う自律神経症状、意識減損を呈する発作とされ、てんかん発作のほか、「意識混濁」、「もうろう」の病状があり、要注意度は「嚴重な注意が必要」と、精神医学的総合判定は「重度」とされている。他方、日常生活の程度については、全ての項目が「自立」、「大体わかる」又は「問題なし」、てんかん発作の頻度は「月1回程度」とされている。なお、精神症状として「解離性発作」があり、歩行困難や感覚異常等の「自律神経症状が数時間から数日間持続することがある」との記載があるが、この点、嘱託医は、問題行動はなく、日常生活活動もおおむね自立となっており、日常生活能力に支障はないとの所見から、障害等級1級に相当する「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」の状態にはないとしている。

これらの事情を勘案すると、本件児童の障害の程度は、「十分な治療にかかわらず、てんかん発作を極めてひんぱんに繰り返すため、常時の援助が必要なもの」（障害等級1級の状態）とまでは認められず、本件児童の障害等級を2級とした嘱託医の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも看過し難い過誤欠落又は著しく不合理な点はなく、違法又は不当な点は認められないというべきである。

なお、請求人は、精神障害者保健福祉手帳1級の認定を受けている場合は、

手当の認定に当たっても1級の認定がなされるべきであり、他の市町村においてもそのような実例があると主張をするが、双方の制度は連動しておらず、精神障害者保健福祉手帳1級をもって手当の認定が1級になることが制度上保障されたものではない。そして、手当の認定については、特別児童扶養手当認定診断書をもとに判断することとされる以上この点に係る請求人の主張を容れることができない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 鳥 井 賢 治

委員 日 笠 倫 子